

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 5 年 6 月 28 日

京都府知事 西脇 隆俊

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

京都府危機管理センター（仮称）整備工事に伴う総合政策環境部他執務室移転業務

(2) 業務の仕様等

別添業務仕様書及び入札説明書のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和 5 年 10 月 1 日まで

(4) 履行場所

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町（京都府庁旧本館及び第 1・2 号館）

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、仕様書及び入札説明書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府危機管理部 災害対策課（京都府庁 1 号館 6 階）
電話番号(075)414-5619

(2) 仕様書及び入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和 5 年 6 月 28 日(水)から令和 5 年 7 月 3 日(月)まで

イ 入手方法

原則として、京都府ホームページからダウンロードすること。やむを得ず直接交付を受ける場合は、(1)の組織に問い合わせの上、アの期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間に入手すること。

3 入札に参加できない者

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱(昭和58年5月25日京都府告示第375号)に定める令和4・5・6年度競争入札参加者の資格を得ている者で、取引種目「運搬・運送」に登録されているものであること。
- (2) 令和2年4月1日以降において、同種業務を履行した実績を有すること。
同種業務：事務室の移転業務(机、椅子、書類用ロッカー、事務用機器類及び書類を梱包したダンボール箱等の運搬・運送等、規模50名分程度以上)の元請けとしての業務実績
- (3) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

5 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す一般競争入札参加資格確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下、「申請書等」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間
2の(2)のアに同じ。
- (2) 提出場所
2の(1)に同じ。
- (3) 提出方法
提出期間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)中の午前9時から午後5時までの間に持参により提出することとし、郵送又は電送による提出は認めない。
- (4) その他
申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 入札参加資格の確認結果の通知

資格確認の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

7 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年7月6日(木)午後2時

イ 場所 京都府庁1号館6階災害合同待機室

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行う者とする。ただし、入札者又は代理人が立ち合わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(5) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 資格のない者の行った入札

イ 申請書等を提出しなかった者の行った入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 委任状を持参しない代理人による入札

オ 記名押印を欠く入札

カ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者

キ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者の行った入札

ク 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札

ケ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者

コ 公告に示した入札に関する条件に違反した入札

(7) 落札者の決定方法

規則第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って有効な入札を行った者を落札者とする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行

為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(8) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(9) 契約書作成の要否

要する。

8 入札保証金

免除する。

9 違約金

落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収する。

10 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、規則第 159 条第 2 項に該当する場合は契約保証金を免除する。

11 その他

(1) 1 から 10 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続き要綱（平成 8 年京都府告示第 485 号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の失効を停止し、若しくは契約を解除することがある。